

新潟市教育委員会 平成28年9月 定例会会議録				
日 時	平成28年9月27日(火) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1(白6-203)			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (7名)	齋 藤 洋一郎	出席委員	佐 藤 久 栄	
	沢 野 千英子		上 田 晋 三	
	織 田 絹 子			
	伊 藤 裕美子	欠席委員	吉 村 正 史	
	藤 田 政 子			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長	井 関 一 博
	教 育 政 策 監	高 居 和 夫	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	小 林 巧
	施 設 課 長	小 林 正 人	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	松 田 玲 子
	保 健 給 食 課 長	松 崎 義 春	教 育 総 務 課 企 画 室 長	橋 谷 田 登
	地 域 教 育 推 進 課 長	佐 々 木 克 己	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	教 職 員 課 給 与 ・ シ ス テ ム 担 当 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 事	坂 本 菫 子
	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 治 彦		
その他の 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (0件)	議案番号	件 名
報告 (1件)	件 名	
	県費負担教職員に係る権限移譲及び市立高校等教員の人事管理の見直しについて	
協議会 (1件)	件 名	
	通学区域変更に関する要望書について	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分開会を宣言する。

これより9月教育委員会定例会を開催いたします。なお、吉村委員より本日の会議を欠席するとの連絡がありましたが、会議の定足数である過半数を満たしています。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名に先立ちまして、本日付で佐藤委員を教育長職務代理者に指名しましたので、報告させていただきます。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に上田委員及び齋藤委員を指名します。

第3 報告

○教育長

それでは報告案件に入ります。

県費負担教職員に係る権限移譲及び市立高校等教員の人事管理の見直しについて、教職員課から説明をお願いします。

○教職員課長

報告1, 2ページをご覧ください。平成29年4月の権限移譲に向けて準備を進めているところです。本日は県費負担教職員に係る権限移譲と市立高校等教員の人事管理の見直しの2項につきましてご説明いたします。

はじめに、義務教育諸学校の県費負担職員に係る権限移譲についてです。この権限移譲を生かした取組みをご説明します。基本方針としまして、今回、市に移譲される学級編成基準を定める権限や教職員数を定める権限を生かして、これまで以上の成果を上げられるよう、次のようなことを目指していきます。一つめに、今後社会から求められるさまざまな力を高められる教育を実践する学校です。さまざまな力とは、どのような状況にも対応できる思考力ということです。グローバルに活躍するための英語力、さらには ICT の活用力などがあります。二つめに、きめ細やかな指導により一人一人の学びを保障できる学校です。きめ細やかな指導とは、少人数による個に応じた指導や特別支援教育における個性や可能性を延ばしていくことが重要です。その結果、保護者が新潟市での子育てを望む学校を目指していきます。

そのような学校を具現するために、教育委員会が取り組む方向性につきまして具体的にご説明します。移譲される権限を生かせるよう、現在、大きく2点を考えています。1点目は、少人数学級の拡充についてです。現在の学級編成は県の施策により小学校1, 2年生が32人以下、小学校3年生以上は35人以下となっております。権限移譲後は、この編成を維持することを前提に、さらにきめ細やかな指導が行えるよう32人以下学級の対

象学年を小学校3, 4年生まで拡充することを検討しています。2点目は、特色ある取組みや学校課題に適切に対応できる加配教員の配置についてです。特色ある学校づくりへの支援としては、例えば学・社・民の融合による教育を推進する先進的な活動を行うための配置、子どもの特性や発達に応じた支援としては、インクルーシブ教育充実のための配置、また、子どもを取り巻く課題への対応として、児童生徒の問題行動に迅速に対応するための配置などを検討しています。このような移譲される権限を活用した取組みをとおして、新潟市立の学校の教育環境を着実に整えていきたいと考えております。

県との人事交流につきましては、当分の間、継続となります。なお、交流数は人事上の必要数とします。

次に、県費負担教職員の市における勤務条件についてご説明します。給与を含む勤務条件については、原則として市の制度に統一します。資料に記載のとおり、現在、市と県では地域手当は県が1.5パーセント、市が3パーセント、私傷病休暇は県が180日、市が90日などの差があります。おおまかに言いますと、給与制度は地域手当の影響から市のほうがよくなっていますが、休暇等は県のほうが期間や日数が長くなっています。また、市にあわせる方針の中でも、教員独自の制度や学校現場の特性を考慮し必要な制度を設けることを検討します。例えば週休日の振替については、市の制度では後8週までとなくなっていますが、これを後12週まで延ばすことにより、夏休み等の長期休業期間内に振替を取得できるようになり、授業日に休まないなどの対応も選択できるようになる予定です。なお、現在、市にはない制度ですが配偶者が日本人学校等へ赴任した場合と一緒に外国へ行って生活できるよう、配偶者同行休業などの制度も創設する予定です。給与制度や休暇制度などを一体として市の制度にあわせることによって、今までの勤務条件と異なる部分がありますが、全体として教職員の士気や意欲に応えられる制度になると考えています。

次に、市立高等学校等教員の人事管理の見直しについてご説明します。「市立高等学校等」という表現ですが、ここには市立高校、中等教育学校も含まれているためにこのような表現になっていますが、以後、説明の中では市立高校とさせていただきます。

権限移譲に伴う制度変更と並行し、市立高校の人事管理についても検討を行いました。その結果、平成28年度末の人事異動からは県立高校から市立高校への異動は行わないこと、そして、現在、市立高校に在職している教員は、段階的に県立高校へ戻していくことを確認しました。それに伴い市では、将来的にすべての市立高校の教員を市が独自に採用、登用できます。そこで来春、平成29年度中に採用する市立高校の教員について、本年度から採用、選考を実施し、現在、配置の準備を進めております。なお、人事配置については市立3校に限定せず、新潟市教育ビジョンにある校種間連携を生かした特色ある学校づくりを推進するためにも、市

立中学校などとの人事交流を進め人事の活性化と教師力の向上を図っていきます。

次に、市立高校の教員の勤務条件についてですが、平成29年度以降の採用者は、市の義務教育学校教員と同等の勤務条件を適用する予定です。なお、現在、勤務している県からの割愛教員は県立高校の教員から市立高校運営のために勤務してもらっているため、従来から勤務条件を県にあわせることとしております。この割愛教員の勤務条件は県立高校に戻るまでの間の経過措置として現状どおり(県準拠)とします。なお、これら勤務条件に関する条例は12月議会に上程できるよう準備を進めています。

今後、文部科学省に対する教職員の定数要求、条例案上程、来年4月の給与支給に向けた人事給与システムの開発など、限られた時間の中で、円滑な権限移譲に向け準備を進めてまいります。

○教育長

ただいまの説明に何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○佐藤委員

権限移譲に向けて研究を十分されていると思います。ぜひ、教育の現場が今以上に恵まれた環境になるようにお願いします。そうした中で、教育委員会としてはこのようにいろいろと準備をしているのですが、一般の方が来年4月からどう変わるのかという不安といいますか、いろいろ思っちゃると思うのですが、そういう一般の方へも情報発信が必要になると思います。このことに関してお考えがあれば、教えてください。

○教職員課長

現時点では、まだ財務課との財政的な問題もありますので、なかなか一般市民にオープンにする段階ではないのですが、見通しとしては12月の「共育通信」に教育委員会の対応といったものを紹介していきたいと考えています。また、「市報にいがた」などに掲載できないかといったことも検討しているところです。

○佐藤委員

分かりました。市民の皆さんが不安に思わないように、対応をお願いします。

○伊藤委員

市立高校の先生方、高校同士の人事交流になるのは、専門や専攻というものもあるのですが、新潟市の教職員の中での人事交流があるのか、教えてください。

○教職員課長

採用では、専門教科ごとに中学校・高校の共通枠の部分がありまして、高校に行く、あるいは中学に行く、両方あり得るということで募集をかけています。実際、高校での勤務経験が過去にある方や、現在、県立の高校で講師をしている方など、これまでに高校の専門的な知見を持っている方などから一定程度、応募をしてもらっています。そうしたなかで、原則、両方の学校へ配置する方針で考えておりますし、採用でまかなえない部分については、現在、新潟市の中学校で勤務している専門性の高い中学校教諭を高校に異動することで対応していきます。

第4 次回日程

○教育長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長 10月につきましては、10月26日水曜日午後3時30分から、11月につきましては、11月29日火曜日午後3時30分から、12月につきましては、12月20日火曜日午後3時30分から、定例会を予定しております。

第5 閉会宣言

○教育長 午後3時45分、閉会を宣言する。

第6 協議会

○教育長 それでは協議会に移ります。

通学区域変更に関する要望書について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 通学区域変更に関する要望書についてご説明いたします。協議会1ページをご覧ください。今年6月の定例会でもご報告いたしましたが、5月11日に中央区の愛宕自治会から教育長あてに、就学指定校を鳥屋野小学校に一本化したいという通学区域変更に関する要望書が提出されました。この件につきまして、はじめに要望書を提出した愛宕町内会の通学区域を決めた状況についてご説明いたします。協議会3ページ、別紙図面をご覧ください。図面の中ほど、白い網掛けになっている部分が愛宕自治会の範囲です。その中央部を東西に、市道紫竹山鳥屋野線、一般的には紫鳥線が横断しております。南側は国道8号線の新潟バイパスに面しており、自治会の北東側から南西側にかけ斜めに上越新幹線が横断しているという自治会です。左下の凡例にございますように、図面の中の太い黒線が中学校区線、細い黒線が小学校区線、白線が自治会、町内会の境界線です。愛宕自治会では町内がこの線で分断されており、北側の愛宕3丁目が上山小学校区、左側の愛宕1丁目、2丁目が鳥屋野小学校区ということです。なお、愛宕自治会は鳥屋野校区コミュニティ協議会に属しています。

以上が愛宕自治会の状況です。

協議会1ページに戻ってください。3、要望の趣旨でございます。自治会が二つの小学校区によって分断されていることによりまして、地域活動の区域と学校区との不一致が生じており、円滑な自治活動に不都合が生じているということから、この地域に居住する住民の総意として、平成29年4月1日から鳥屋野小学校区に一本化してほしいというものです。3の三つ目の「・」の部分ですが、現在、上山小学校に就学している児童とその弟妹については、卒業するまで現在の学校にも就学できるよう通学区域の変更の際に配慮した措置を願いたいという趣旨です。

次に、通学区域変更による学校への影響についてです。協議会2ページをご覧ください。別紙資料ということで、上の表が今年度作成の児童数・学級数の推計です。上が鳥屋野小学校、下が上山小学校で、鳥屋野小学校は今年度876人、29学級の大規模校となっております。平成34年度までの推計によると、児童数は増加が見込まれています。上山小学校に

つきましても、今年度が687人、23学級の適正規模校となっておりますが、女池上山土地区画整備事業による宅地の開発によりまして、児童数の増加が見込まれており、来年度、平成29年度以降は大規模校となる推計となっております。通学区域を変更することによって、下の表にありますとおり、各年度とも鳥屋野小学校の児童数は増加するということですが、学級数の推移をご覧くださいますと、学級数については増加がないということで、影響がないと見込んでおります。

次に、協議会1ページをご覧ください。5の関係するコミュニティ協議会、自治会、町内会についてです。愛宕自治会と関係がございます鳥屋野校区コミュニティ協議会や上山校区コミュニティ協議会、女池上山西自治会及び女池西自治会からは、愛宕自治会の校区を一つにするということへの同意が周辺の皆様方からも出ているという状況です。

最後に、協議会4ページから10ページにつきましては、愛宕自治会から提出された要望書と同意書となっております。愛宕自治会では通学区域変更について、今年2月に開催した自治会総会において満場一致で可決され、要望書の提出後におきましても、その旨を自治会内の住民に周知、説明いたしまして、異論の声は出ていないということを確認させていただきました。

以上のことから、事務局といたしましては、今回の要望事項は妥当であると考えております。通学区域の設定や変更につきましては教育委員会の決定により行うこととなりますので、本日、ご協議をいただいて、了解が得られましたら、今後、通学区域変更の議案を付議事件として上程させていただきたいと考えております。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○齋藤委員

賛成、反対という意味ではないのですが、質問です。新潟市内の校区というのは、例えば愛宕のように3丁目はこちらの小学校で、1丁目、2丁目は別の小学校だというような地域がたくさんあるのですか。

○事務局

何か所かあります。

○齋藤委員

別に3丁目が途中から増えたわけではないでしょう。愛宕町ができたときに1丁目、2丁目、3丁目と最初からあったのではないのでしょうか。ほかのところもそうでしょう。聞きたいのは、なぜこういう校区の線引きを最初からするのかということです。もちろん住民の数といった理由もあるでしょうが、分かる範囲で教えてください。

○教育総務課長

成り立ちや歴史的な背景がそれぞれの町内会、自治会にはあると思います。校区の線を引いた後、宅地開発等の社会的な変動の影響があるのだろうと思われまます。

○齋藤委員

私が聞いているのは、愛宕町の1丁目、2丁目がもともとあって、ここに3丁目ができてしまったと。それで線引きをすると、ここは上山小学校だったという経緯だったのかなと聞いているのです。

○教育総務課企

この3丁目の部分についてはあとからできたと考えられています。昔の地

画室長	番で先に校区が設定された後に、町があとから開発されて、町名として1丁目、2丁目、3丁目というふうに進んでいったものと考えられます。先に校区線があった後で、愛宕という名前があとからついた地域だと。
○織田委員	今ほどのお話に関連してなのですけれども、いろいろな区でそれぞれの土地柄の状況に応じて、校区と行政区がマッチしていないところはあると思うのです。そこで学・社・民の連携として、コミュニティ単位で学校と連携をとるときに、その子どもたちや住民にとって不都合にならないような配慮を、学校側もコミュニティ協議会側も双方が十分配慮をしていくようぜひお願いしたいと思います。ある地区では、小学校区とコミュニティが違っていて、学校では両方の行事を案内してくれるので、どちらの行事にも出られると喜んでいるお子さんがいたというお話があったように思います。不都合よりも都合の良い事がたくさんになるような連携を望みます。
○伊藤委員	織田委員と大体一緒なのですが、今、中学校区だと防災教育などに力を入れていこうという風潮があります。地域と連携して、防災に向けて協力して安心安全なまちづくりをしようということだと思うのですが、校区単位で防災など安心安全のための配慮、一人一人の子どもさんの安全配慮という観点で、これからもきちんと考えていただきたいですし、地域を挙げた活動に何か支障や課題があるようでしたら解消していただきたいと思います。
○佐藤委員	質問ですが、今回は完全に自治会からこうしたいということで、要望があったわけですが、これからも教育現場で防災などをテーマに取り上げることを考えると、現状、このように校区と行政区が不一致になっているところを、行政側から積極的に意見交換を促すとか、能動的に行動するようなことはしなくていいのかなと思うのですが、そこら辺のお考えがあったらお願いします。
○教育総務課企画室長	基本的に学区の変更については住民発意ということで、今までも教育委員会では扱っております。この理由としては、地域の中でも学校への思いというのはかなり強いものがございます。特に問題になっているのは、行政区の引き方と、校区がまたがっているようなところですが、行政側から学区についてお話をすることになると、住民の感情として、たくさんの意見が出てくるのが予想され、住民の合意を前提になると、かなり難しいと思われれます。今回の場合、住民の方からこういうことでぜひお話をいただいていますので、先ほどの説明のとおり、妥当な内容であるということも加味して、事務局としては、この地域に関してはこの方向で進めていきたいと思っております。
○齋藤委員	基本的な質問で恐縮なのですが、学区の線引きというのはどこがやっているのですか。もともと線引きがありましたから、との発言がありました。線引きは教育委員会がやっているのではないのですか。
○教育総務課企画室長	このように、昔、鳥屋野小学校区であったものを、上山小学校区を創設するときに校区を二つに分けている地域がございます。当然、旧鳥屋野小

学校区の住民の方々と当時の教育委員会で協議して線引きをしておりますが、特に記録に残っている中では、この上山小学校、鳥屋野小学校の線引きは、地域でいろいろな意見があつてまとまらず、教育委員会の案ではなく、今の線になったという箇所もございますので、そういう面では、行政のほうで線引きをしたというよりは、地域の皆さんとお話の中で線が引かれていったということです。

○齋藤委員 今後も新しく増えている住宅地のところもありますね。そのときには、地域の皆さんと教育委員会とで話をして、校区の線引きをするということですか。

○教育総務課企画室長 実例として、新通小学校が分離新設ということで動いております。ここについても、各町内の子ども数を基に地域での検討会を立ち上げて、皆さんと協議したうえで線引き案を作っています。

○齋藤委員 そういう協議のときに、教育委員会でやっている学・社・民の融合や地域連携といった話はしないのですかと、佐藤委員は柔らかに言っているのではないかと思います、違いますか。

○佐藤委員 そうですね。自治会の思いは思いでわかるのですが、これから先のことを考えれば、いろいろな意見はあると思いますが、教育委員会としてもっていきたい方向に決められればいいのではないかと考えています。そういう意味で、昔の経緯は経緯として、今回のような形でいろいろな課題が生じているようなところもあるでしょうし、現在は表に出てきていないけれど、くすぶっているところもあると思うので、こちらから積極的に、校区の見直しはどうでしょうかというような投げかけをしていくことも大事だと思います。

○教育総務課長 地域検討会の中で、線引きに関して地域の方々を中心に相談をさせてもらっている中で、昔からの経緯でこのようにやってきたが、実際、この線引きをしたら今までやってきた事業にどういう影響があるかとか、さまざまな角度から確認をし、それを地域の方へお示しすることも教育委員会の仕事の一つですので、きちんと地域の方々に情報をお話ししながら、地域の方が納得できるような線引きとしてもらうことが大事ではないかと考えます。

○伊藤委員 もちろん地域の要望というのは第一なのですが、地域連携を教育のテーマとしているので、教育委員会で考える校区というのはこういう定義・考え方です、ということは地域にも示していくことが大事ではないかと思えます。こういう教育を新潟市では行っていきたいということを、地域の方に理解をもらうということはできるのではないかと思います。

○織田委員 もしかしたら勝手な見方かもしれませんが、申し訳ないのですが、自治会などの単位で要望書をあげるときに、現役の保護者の意見がどれくらい反映できるかなという若干の不安があります。地域とお話を進める中で、現役の小さい子どもさんをお抱えの保護者の方々のご意見が埋もれてしまうことのないように、どうかご配慮いただけますようお願いいたします。当然していらっしゃると思うのですが、よろしく願います。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、以上で協議会を終了し、本日の会議は終了します。

第7 協議会閉会

○教育長 午後4時05分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員